

平成 25 年版

名古屋市

青少年交流プラザ年報

子ども青少年局

目 次

I	目的	1
II	経緯	1
III	施設のあらまし	
	1 青少年交流プラザ（本館）	
	① 施設概要	2
	② 平面図	3
	2 青少年宿泊センター（分館）	
	① 施設概要	4
	② 平面図	5
IV	平成 24 年度事業基本方針	
	1 目標	6
	2 事業推進の具体的な方向	6
V	平成 24 年度事業報告	
	1 人につながる支援	8
	2 地域・まちにつながる支援	12
	3 地域・まちに働きかける支援	17
	4 その他	20
V	平成 24 年度利用状況	
	1 青少年交流プラザ(本館)	21
	2 青少年宿泊センター(分館)	23
VI	参考資料	
	1 名古屋市青少年交流プラザ条例（抄）	
	2 名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則（抄）	

I 目 的

社会性・主体性に富み、人間性豊かで活力あふれる青少年の育成を図ることを目的とする。

II 経 緯

平成 15 年に「次世代育成支援対策法」が制定され、地方公共団体の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することとされた。名古屋市においても平成 18 年度から、少年から青年までを次世代育成の対象と位置づけ、次世代育成を総合的かつ機動的に進めるための新局として「子ども青少年局」が新設された。

また、「名古屋市次世代育成行動計画（なごや 子ども・子育てわくわくプラン）」が策定され、「青少年交流プラザ」の開設もプランに位置付けられた。

こうした中、平成 11 年度に「名古屋市青年の家運営審議会」から答申を受けて以来、進めてきた都市型青年の家の統廃合（北・瑞穂・熱田・中村青年の家の廃館）が平成 18 年度をもって終了し、平成 19 年度に北青年の家の跡地に青少年の自立支援を含めた青少年のための総合的な施設として「青少年交流プラザ」が開設された。

さらに、平成 21 年度からは、「宿泊青年の家」を「青少年宿泊センター」に名称変更し、青少年交流プラザの分館と位置付けるとともに、同センターに指定管理者制度を導入した。

Ⅲ 施設のあらまし

1 青少年交流プラザ（本館）

① 施設概要

名称	名古屋市青少年交流プラザ（愛称：ユースクエア）					
所在地	〒462-0845 名古屋市北区柳原三丁目6番8号					
電話・FAX番号	(052) 991-8440・(052) 991-8441					
メールアドレス	a9918440@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp					
ホームページ	www.yousquare.city.nagoya.jp/					
開館年月日	平成19年7月7日					
開館時間	9:00～21:30（有料施設の利用は9:30～21:30）					
休館日	毎週月曜日（月曜日が休日の場合は、その週の最初の平日） 12月29日～翌年1月3日					
建物の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階建					
敷地面積	2,912.17㎡					
建物延面積	2,294.97㎡					
総工費	873,434千円					
施設内容 (部屋名・面積・定員)	1階	部屋名	面積	定員	その他施設	
		ミーティングルーム1	31.19㎡	16人		
		ミーティングルーム2	31.19㎡	16人		
	2階	プレイルーム	169.81㎡	120人	更衣室・シャワー室	
		活動室1	区画する場合	48.89㎡	15人	更衣室
			区画しない場合	97.78㎡	30人	更衣室
		活動室2	65.68㎡	20人	更衣室	
	3階	音楽スタジオ1	34.78㎡	10人		
		活動室3	区画する場合	48.89㎡	15人	更衣室
			区画しない場合	97.78㎡	30人	更衣室
活動室4		65.68㎡	20人	更衣室		
その他の施設	1階 オープンスペース	なごや若者サポートステーション イベント・情報・ユースサポーターステーション				
	駐車場	31台（身障者用1台含む）				
付属設備	プレイルーム	舞台・照明・音響設備一式、ピアノ、キーボード等				
	音楽スタジオ	ドラムセット、アンプ、キーボード、マイク等				
付近図				<p>最寄り駅 地下鉄「名城公園」下車 ①番出口北東へ 約500メートル</p>		

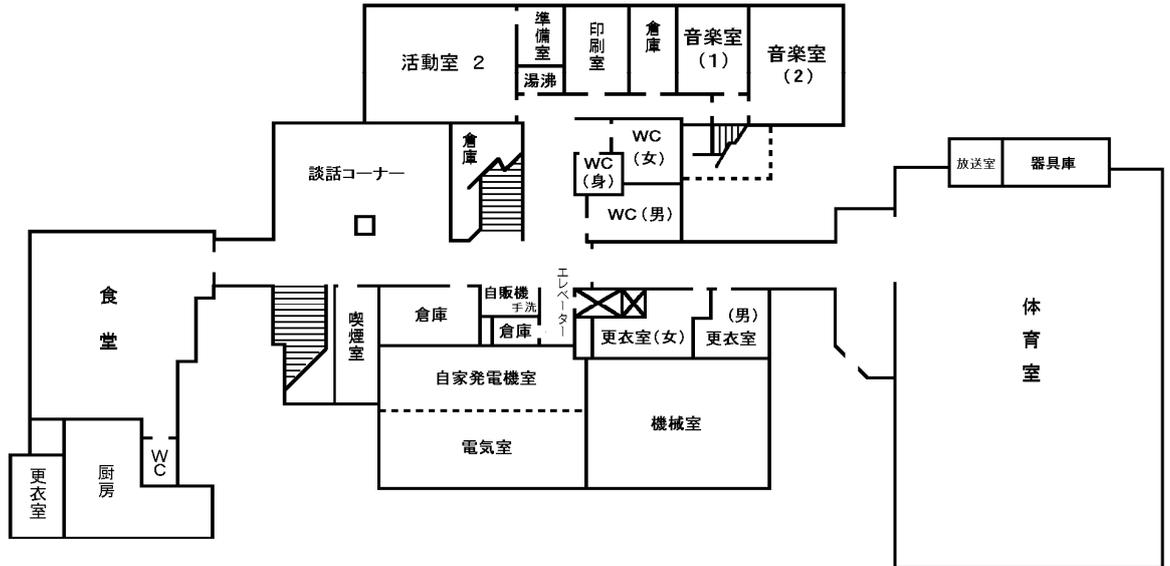
2 青少年宿泊センター

① 施設概要

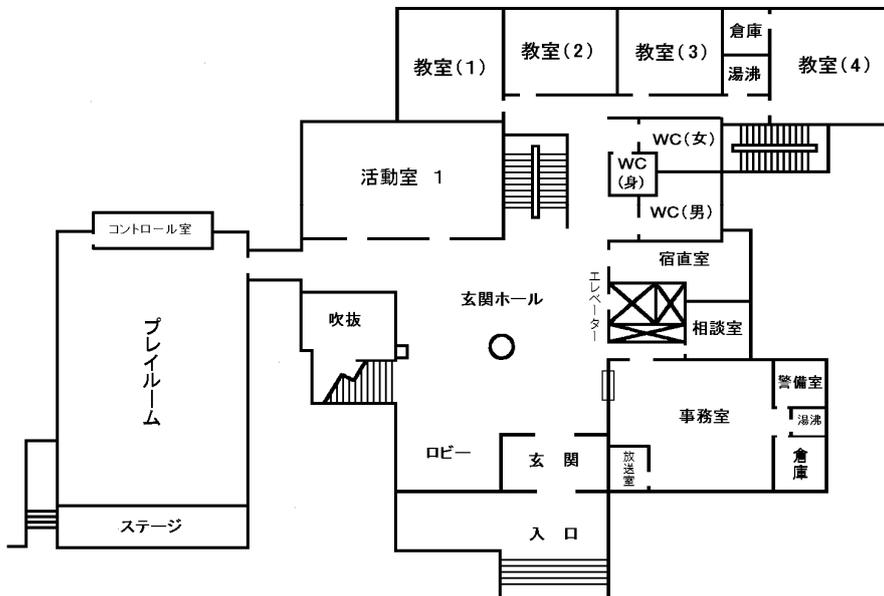
名称	青少年宿泊センター								
所在地	〒459-8001 名古屋市緑区大高町字蝮池4番地の6								
電話・FAX番号	(052) 624-4401・(052) 624-4403								
メールアドレス	a9918440@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp								
ホームページ	www.yousquare.city.nagoya.jp/shukusen/								
開館年月日	平成21年4月1日(宿泊青年の家としては、昭和58年6月5日)								
開館時間	9:00~21:00 ただし、宿泊室利用は16:30~翌日の9:00								
休館日	月曜日(休日は除く)、休日の翌日(土・日・休日は除く)、 12月29日~翌年1月3日 ※7月21日~8月31日は無休で開館								
建物の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階建								
敷地面積	5,301.23㎡								
建物延面積	3,430.07㎡								
総工費	971,986千円								
施設内容 (部屋名・面積・定員)	1階	美術室	70.38㎡	30人	3階	大浴場	51.06㎡		
		音楽室1	26.87㎡	12人		小浴場	29.64㎡		
		音楽室2	38.47㎡	15人		301(洋室)	41.53㎡		6人
		談話コーナー	72.77㎡			302(洋室)	26.61㎡		6人
		図書資料室	21.69㎡			303(洋室)	26.61㎡		6人
		印刷室	16.82㎡			304(和室)	12.5畳		6人
		更衣室(2室)	44.08㎡			305(和室)	12.5畳		6人
		体育室	567.25㎡	500人		306(和室)	42畳		20人
	2階	食堂	86.32㎡	60人	4階	宿泊室	401(和室)	6畳	3人
		教室1	37.73㎡	24人		402(〃)	6畳	3人	
教室2		26.61㎡	14人	403(〃)		12.5畳	6人		
教室3		26.61㎡	14人	404(〃)		12.5畳	6人		
教室4		52.56㎡	36人	405(〃)		12.5畳	6人		
集会室		80.19㎡	30人	406(〃)		12.5畳	6人		
プレイルーム		187.20㎡	120人	407(〃)		21畳	10人		
相談室		13.14㎡		408.9(〃)		42畳	20人		
玄関・ロビー等	337.59㎡		410(〃)	21畳	10人				
駐車場		31台(身障者用1台含む)							
付属設備	グランドピアノ、アップライトピアノ								
付近図	<p>名古屋高速 至鶴舞・ループ 名古屋高速 知多半島道路 大高出口 至桑名 伊勢湾岸道 至大府 名古屋IC(国道23号) 共和IC(国道23号) 名古屋IC(湾岸)上り出口のみ 至共和・大府 海岸 豊田方面(トリ)からは、豊明ICを降り、国道23号7号IC.大高方面へ 至安城</p> <p>平金山・名古屋 至星路 下汐田 中瀬田 中瀬敷 大高駅前 大高町東 岩前 緑区役所 緑警察署 鳴海町 平部 大高緑地 名古屋 青少年宿泊センター 大高町又文山 国道302号 名古屋第二環状自動車道 至豊明</p> <p>JR大高駅 大高駅前 JR南大高駅 JR東海道本線 新幹線 名鉄鳴海駅 名鉄左京山駅 長坂河</p> <p>有松IC(国道23号) 豊明IC(湾岸) 至豊田</p>						最寄り駅 JR「南大高」駅		

名古屋市青少年宿泊センター平面図

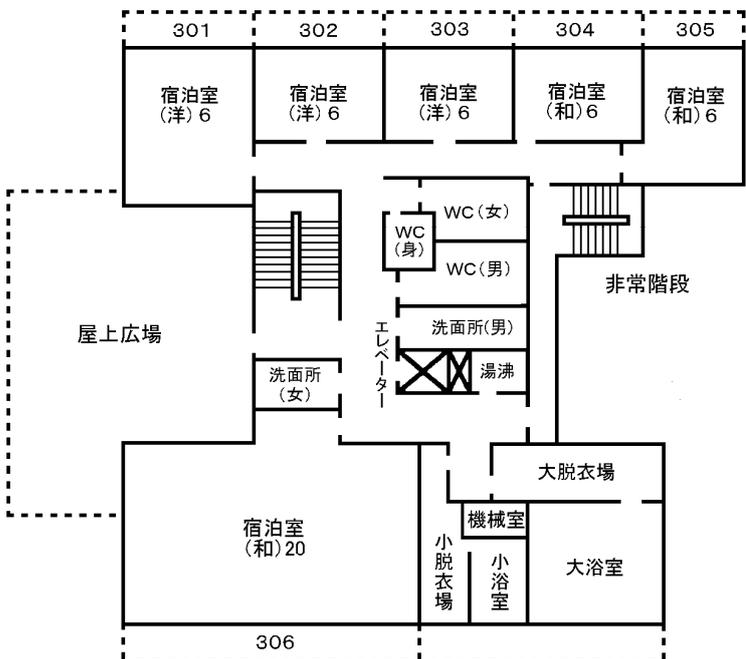
1 F



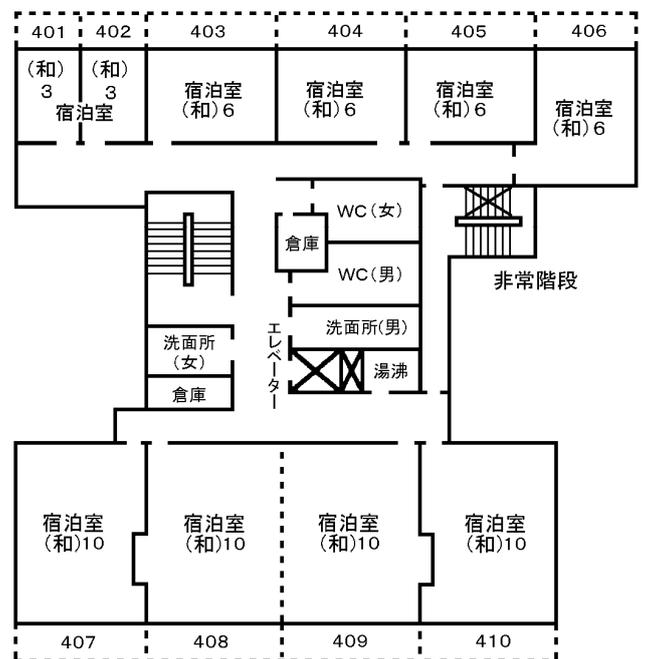
2 F



3 F



4 F



IV 平成24年度事業基本方針

1 目標

社会性・主体性に富み、人間性豊かで活力あふれる青少年の育成を図るため、社会参加、世代間交流等の多様な体験・交流を取り入れた事業を行うことを通して、地域やまちで活躍する青少年の育成を目指した事業を展開する。

2 事業推進の具体的な方向

一層目の「人につながる支援」、二層目の「地域・まちにつながる支援」、三層目の「地域・まちにつながる支援」、という三層にわたる支援を具体的に展開し、青少年が社会的に自立するために発達段階に応じた切れ目のない連続的、重層的な支援を進める。

(1) 一層目：人につながる支援（居場所づくり）

青少年が他者との関わりの中で受け止められ、安心して過ごすことができ、活動できるよう支援する。

① @ホーム事業（青少年の居場所づくり）

- ・ 個々の青少年が自己を受け入れ、他者との関わりの中で、自尊心、自立心を持つことができるよう支援する。
- ・ 青少年が自己実現を図るグループ活動の場を提供し、青少年の交流の機会や多様な活動への参加を支援する。

② 人につながるワークショップ

青少年が自己や他者を理解したり、コミュニケーション力をつけたりして、人とつながる素地を作るための支援をする。

③ 若年者自立支援事業（なごサポ等と連携した若者への就労支援）

若者が支援者や他の若者とつながり、活動に参加する機会や、働くことについて考える機会を提供し、就労に必要な能力を身につけ、就職に向けた活動ができるように支援する。

(2) 二層目：地域・まちにつながる支援

青少年が地域やまちに接点を持ち、地域やまちの取り組みに参加することを支援する。

① 青少年の自主活動推進事業

青少年の自主的な活動を支援するとともに、成果を地域やまちに発信することを支援する。

② プラザ事業への参加・参画事業

プラザ事業を主体的に企画・運営し、参加・参画する機会を提供する。

③ 地域活動への参加・参画事業

青少年の力や活動を生かして、地域や商店街等の事業や取り組みに関わり、参加・参画することを支援する。

(3) 三層目：地域・まちに働きかける支援

青少年が地域やまちに対する意見を表明し、主体的な参画をすることを支援する。

① 課題発見・参画ワークショップ

青少年の葛藤、問題意識、価値観の中から地域や社会との接点を見出し、課題解決への意見表明や提案をするなど主体的な参画を促す。

② 青少年による支援者（サポーター）の養成

プラザが実施する事業に関わる中で、地域やまちの課題に意見を表明し、主体的に参画することや、困難を抱える若者支援に関わることができる青少年を養成する。

(4) その他

① 広報・発信事業

プラザの情報や青少年の活動の様子等、青少年の主体的な広報・情報発信を促す。

② ユースワーカー支援者養成プログラム

プラザ及び児童館職員が、ユースワーカーとして青少年に接していくために、必要な知識・技能の習得に向け、研修を実施する。

③ 児童館との事業

プラザと児童館が互いに連携を取りながら事業を実施していく。

V 平成24年度事業報告

1 人につながる支援（居場所づくり） 【一層目】

(1) @ホーム事業

事業名	実施日・期間	内容	回数	参加者数
「居場所」の環境整備	通年	オープンスペースの環境整備等	—	—
集まれつながれユースクエアで!	4月～9月 の土・日曜日 (不定期)	居場所での交流	19	223
		ダブルダッチ	9	96
		ジャグリング	6	83
		鳴子おどり	4	44
セッションしようよ!	5月17日(木)	音楽活動を通じた交流の 機会の提供	1	7
宿題もってあつまれ	6月～2月 の土曜日 (不定期)	大学生の学習ボランティアによる中高生との学習	18	91
バトルスピリッツ大会	4月28日(土)	中学生が企画したカード ゲーム大会	1	4
中高校生の居場所づくり 情報交換会	7月24日(火)	児童館で実施の事業につ いての情報交換会	1	23
宿センへ行こう (☆)	2月19日(火) 2月26日(火) 3月5日(火) 3月12日(火) 3月19日(火) 3月26日(火)	中学生～29歳までの青少年を 対象とした宿センの施設を利用した 居場所づくり [分館を活用]	6	101
レクリエーションスポーツを 楽しみませんか	2月7日(木) 2月14日(木) 2月21日(木) 2月28日(木)	18歳～39歳を対象とした レクリエーションスポーツを通じた 居場所づくりの試行実施 [中スポーツセンターを活用]	4	34
児童館「中高生居場所づくり」 意見交換会	3月19日(火)	児童館における中高生の 居場所づくりについて意見、 情報交換	1	19
計			51	502

(2) 人につながるワークショップ事業

事業名	実施日・期間	内容	回数	参加者数
あらたな自分を発見しよう	5月26日(土) 6月23日(土) 7月21日(土) 8月25日(土) 9月22日(土)	自分の中にある力を見つけられるようコーチングを手法としたワークショップ	5	60
ありのままでいいんだよ	8月18日(土)	ありのままの自分を大切にしよう応援するトーク・ライブワークショップ	1	4
人間を知り、人とつながろう ワークショップ	10月27日(土) 12月1日(土) 12月22日(土) 1月26日(土) 2月23日(土)	心理学的側面から自分をみつめ直し、コミュニケーションを図るワークショップ	5	82
計			11	146

(3) 若年者自立支援事業（なごサポ等と連携した若者の就労支援）

事業名	実施日・期間	内容	回数	参加者数
精神科医による相談	毎月第4金曜日	専門医による個別相談	12	12
臨床心理士による相談	毎週水・金曜日	臨床心理士による個別相談	99	274
青少年宿泊センターにおける相談（☆）	毎週木曜日	キャリアコンサルタントによる個別相談	47	56
アシスタントスタッフ体験	4月～8月	アシスタントスタッフとして青少年交流プラザの仕事を体験	6	64
職業人講話	4月21日(土) 6月9日(土) 8月18日(土) 10月20日(土) 12月15日(土) 2月16日(土)	様々な職業に就いている講師による講話	6	61
保護者勉強会	5月19日(土) 7月21日(土) 9月29日(土) 11月17日(土) 1月19日(土) 3月16日(土)	保護者を対象としたセミナー、ワークショップ等	6	95
就労支援セミナー	5月～2月 全7クール (1クール4回)	就職活動へのモチベーション向上を目的としたセミナー	28	220
大高交流キャンプ（☆）	6月14日(木) ～15日(金) 〔1泊2日〕	就労につながるコミュニケーションや意識の持ち方を学ぶ交流キャンプ	1	7
地域社会交流事業	8月1日(土) 10月21日(日)	地域の子どもたちや地域との交流 (ユースクエアまるはち夏まつり、柳原通商店街夏まつり)	2	12
就労フィニッシングキャンプ（☆）	10月4日(火) ～6日(土) 〔2泊3日〕	就労意欲の高まった青年を対象とした新入社員研修を模したワークショップ	1	8

事業名	実施日・期間	内容	回数	参加者数
ライフスキル向上キャンプ (☆)	12月6日(火) ～7日(金) 〔1泊2日〕	就労後の自立した生活に必要な力を養うためのワークキャンプ	1	10
おしごと考えメッセ	3月1日(金)	高校生を含む若者の職業観の涵養を主な目的とする企業と連携したイベント	1	82
計			210	901

2 地域・まちにつながる支援 【二層目】

(1) 青少年の自主活動推進事業

事業名	実施日・期間	内容	回数	参加者数	内 青少年数
わいわい広場	4月14日(土) 5月12日(土) 6月9日(土) 7月14日(土)	小学生を対象としたクラフト作りや流しそうめん体験などによる世代間交流	4	161	64
風笛イベント 「竹の子の山」	5月27日(日)	小学生を対象とした体験活動コーナーによる世代間交流	1	178	20
ドリームキャンプ	7月1日(土) 8月4日(土) 9月1日(土) 9月8日(土) ～9日(日)	クラフト作りや遠足、キャンプ活動による世代間交流	4	91	30
みんなでJUMP (☆)	7月14日(土) 7月15日(日)	小中学生を対象としたダブルダッチの講習会や発表会による世代間交流	2	148	88
わいわい体験隊	7月21日(土) 8月5日(土) 8月25日(日) 9月8日(土) ～9日(日)	小学生を対象とした遠足やキャンプなどによる世代間交流	4	124	60
なごやJAZZ祭2012	9月15日(土)	コンサート運営活動における青少年交流と演奏を通じた世代間交流	1	3,175	175
宿セン探検隊 (☆)	9月22日(土) 10月20日(土) 11月17日(土) 12月15日(土) 2月2日(土)	小中学生を対象としたクラフトやキャンプなどによる世代間交流	5	132	47
異世代まぜまぜトーク	10月27日(土)	小学生から高齢者までを対象としたワークショップによる世代間交流	1	28	5
ビジネスプランコンテスト (☆)	11月23日(金) ～25日(日) 〔2泊3日〕	起業を目指す大学生の自立と交流を目的としたワークショップ等	1	28	12

事業名	実施日・期間	内容	回数	参加者数	内 青少年数
ダブルダッチチャレンジ in 愛知 (☆)	1月20日(日)	小中学生を対象としたダブルダッチの講習会や発表会による世代間交流	1	59	30
ユースフェスティバル in NAGOYA	1月26日(土) 2月2日(土) 2月10日(日)	文化創造活動を行っている青少年の実行委員会による成果発表や相互交流の場の企画実施	3	1,124	474
ヤンボラ探検隊	3月16日(土) ~17日(日) 〔1泊2日〕	小中学生を対象としたクラフトやキャンプなどによる世代間交流	1	43	14
ALL 東海教育フェスタ	3月22日(金) ~23日(日) 〔2泊3日〕	教育について学び語り合う合宿型イベント	1	18	7
計			29	5,309	1,026

(2) プラザ事業への参加・参画事業

事業名	実施日・期間	内容	回数	参加者数	内 青少年数
ユースクエア企画委員会	毎月 第2・4水曜日	プラザの事業など企画・運営する企画委員会の実施	24	305	282
デンソーハートフルまつり	7月1日(月)	企業・他団体との連携事業におけるクラフト体験の企画・実施	1	406	4
ユースクエア「出会い隊」アンケート	7月29日(日)	プラザ事業のニーズ把握等のためのアンケート実施	1	123	3
ユースクエアまるはち夏まつり第1部	8月1日(水)	区役所と柳原通商店街との連携事業におけるゲームやクラフト体験等の企画・実施	1	341	41
ユースクエアまるはち夏まつり第2部	8月1日(水)	区役所と柳原通商店街との連携事業における特設ステージの企画・実施	1	288	88
柳原通商店街夏まつり	8月1日(水) ～2日(火)	区役所と柳原通商店街との連携事業における商店街のブース協力	1	808	8
名城公園におけるコスモスいっぱい運動	9月1日(土)	柳原通商店街、名城公園、区役所、土木事務所との連携事業における園芸の協力	1	19	4
ユースクエアフェスティバル with JAZZ祭	9月15日(土)	JAZZ祭会場における子ども対象ブース等の企画・実施	1	330	30
愛知県スポーツ会館まつり	9月16日(日)	柳原通商店街の模擬店ブースの協力	1	707	7
北区区民まつり	10月21日(日)	プラザのPRを兼ねたブース企画・運営	1	166	16
ユースクエア運動会	10月28日(日)	運動会の企画・運営	雨天中止		
熱田生涯学習センターまつり	10月28日(日)	プラザのPRを兼ねたブース企画・運営	1	15	7

事業名	実施日・期間	内容	回数	参加者数	内 青少年数
ユースクエア界限 エコ交通マップ作り 魅力発見！ワークショップ	11月3日(土) 11月17日(土) 12月8日(土) 12月22日(土) 1月19日(土)	エコ交通マップ作成における 青少年と地域の交流 促進ワークショップ	5	62	24
名城公園チューリップ植栽	12月1日(土)	北区役所をはじめとした 様々な団体等が集まり実 施したイベントの協力	1	40	5
柳原通商店街もちつき らくがき大会	12月16日(日)	柳原通商店街のイベント 協力による地域貢献	1	906	6
青年ワークショップ 「いつ出会うんだ？今でし よ！～若者発！出会い交流 企画」	1月19日(土) 2月2日(土) 2月9日(土) 2月11日(祝) 2月16日(土) 3月2日(土)	スポーツ、カメラ、料理 を通じた出会い交流の場 の運営	6	160	38
ユースクエアまるごと フェスティバル	3月9日(土) ～10日(日)	今年度プラザで活動して きた青少年の活動報告や 体験活動などを開催	2	1,815	365
計			49	6,491	928

(3) 地域活動への参加・参画事業

事業名	実施日・期間	内容	回数	参加者数	内 青少年数
地域活動への参加・参画事業	4月～3月	地域からの依頼を受けた 青少年によるステージ発表、司会、子どもの体験活動等の実施 <活動実績> ・北区区民まつり ユースクエアステージ ・学区子ども会 ・市場まつり ・ファミリーデーなごや ・生涯学習センターまつり など	68	34,915	600

3 地域・まちに働きかける支援 【三層目】

(1) 課題発見・参画ワークショップ

事業名	実施日・期間	内容	回数	参加者数	内 青少年数
中高生による居場所づくり ワークショップ 「中高生フェス」	ワークショップ 5月19日(土) 6月2日(土) 6月23日(土) 6月30日(土) 7月14日(土)	中高生が本当に必要とする居場所を考えるワークショップ	5	50	50
	発表会 7月28日(土)	発表会	1	40	11
大学生によるワークショップ事業 「集まれ!楽しい!クリスマス会~みんなの笑顔がプレゼント~」	ワークショップ 5月31日(木) 6月28日(木) 7月19日(木) 8月21日(火) 9月26日(水) 10月12日(金) 11月19日(月) 12月15日(土)	大学生が子どもたちを楽しませる企画を考えるワークショップ	8	391	391
	イベント 12月16日(日)	イベントの運営	1	930	150
地域活性化ワークショップ事業	ワークショップ 6月9日(土) 7月7日(土) 7月21日(土) 8月1日(水) 8月2日(木) 8月3日(金)	青少年がe防災マップと防災ラジオドラマの作成を通して地域・まちを見つめなおすワークショップ	6	113	62
疑似起業(バーチャルカンパニー)ワークショップ	ワークショップ 6月12日(火) 6月26日(火) 7月10日(火)	青年がボード型ビジネスゲームを用いて事業経営について学ぶワークショップ	3	32	32

事業名	実施日・期間	内容	回数	参加者数	内 青少年数
中高生による居場所づくり ワークショップ 「中高生てきに居場所さが していました」	ワークショップ 12月1日(火) 12月8日(火) 12月15日(火) 12月22日(火)	中高生が中高生のための 居場所を考えるワークシ ョップ	4	52	29
	居場所の運営 1月11日(金) 1月25日(金) 2月8日(金) 2月22日(金) 3月8日(金) 3月22日(金)	中高生が考えた居場所の 運営	6	120	79
計			34	1,728	804

(2) 青少年による支援者（サポーター）養成

事業名	実施日・期間	内容	回数	参加者数
ボランティア相談会	4月20日(金) ～22日(日)	ボランティア活動についての相談会	3	7
青少年育成サポーター研修会	4月20日(金) 5月30日(水)	青少年育成サポーター向けの講義及び実技講習	2	23
ボランティアセミナー (☆)	8月22日(水) ～23日(木)	ボランティア活動への理解を深めるための宿泊研修	1	36
ボランティアセミナーⅡ	1月27日(日) 2月17日(日) 3月9日(火)	青少年育成サポーターの力量向上を目指した研修会	3	36
計			9	102

4 その他

(1) 広報・情報発信事業

事業名	実施日・期間	内容	回数	参加者数	内 青少年数
広報サポーター活動等	4月～11月	プラザの情報や青少年の活動の様子を発信するための広報サポーター活動等 (12月からは企画委員会に統合)	12	42	42

(2) ユースワーカー・支援者養成プログラム

事業名	実施日・期間	内容	回数	参加者数
ユースワーカー（支援者養成プログラム）職員研修	5月15日(火) 5月30日(水) 6月13日(水) 7月10日(火) 7月24日(火)	青少年とより豊かな関係を築くためのコミュニケーション技術やファシリテーション技術等の研修	5	68
中高生居場所づくり研修会	3月12日(火) 3月19日(火)	中高生の居場所づくりにおける実践的内容の研修会	2	32
計			7	100

(3) 児童館との事業

事業名	実施日・期間	内容	回数	参加者数	内 青少年数
西児童館 「親と子の地域の居場所づくり」	6月2日(火)	青少年育成サポーターによる実演等	1	67	5
中高校生の居場所づくり情報交換会（再掲） 《@ホーム事業》	7月24日(火)	児童館で実施の事業についての情報交換会	1	23	-
中高生居場所づくり意見交換会（再掲） 《@ホーム事業》	3月19日(火)	児童館における中高生の居場所づくりについて意見、情報交換	1	19	-
計			3	109	5

VI 平成24年度利用状況

1 青少年交流プラザ（本館）

(1) 開所日数 309日

(2) 部屋利用状況

区分	件数	割合	人数	割合	利用率
青少年	8,196	79.9%	66,297	80.2%	69.1%
一般	1,116	10.9%	7,110	8.6%	
主催事業等	941	9.2%	9,291	11.2%	
合計	10,253	100.0%	82,698	100.0%	

(3) オープンスペース利用状況

区分	件数	割合	人数	割合	利用率
利用者	—	—	34,589	—	—

(4) 時間帯別利用状況

区分	件数	割合	人数	割合	利用率
午前	2,046	20.0%	16,271	19.7%	60.2%
午後	2,816	27.5%	22,707	27.5%	70.1%
夕方	2,599	25.3%	21,564	26.1%	64.7%
夜間	2,792	27.2%	22,156	26.8%	82.1%
合計	10,253	100.0%	82,698	100.0%	69.1%

(5) 曜日別利用状況

区分	件数	割合	人数	割合	利用率
平日	5,791	56.5%	40,908	49.5%	62.1%
土曜日	1,842	18.0%	17,303	20.9%	80.0%
日曜日	2,123	20.7%	20,172	24.4%	83.5%
祝日	497	4.8%	4,315	5.2%	74.0%
合計	10,253	100.0%	82,698	100.0%	69.1%

(6) 部屋別利用状況

区分	件数	割合	人数	割合	利用率
活動室1・3	3,561	34.7%	24,519	29.6%	72.0%
活動室2・4	1,746	17.0%	14,656	17.7%	70.6%
ミーティングルーム1・2	1,348	13.1%	10,637	12.9%	54.5%
プレイルーム	944	9.2%	23,179	28.0%	76.4%
音楽スタジオ1・2	2,654	25.9%	9,707	11.7%	71.6%
合計	10,253	100.0%	82,698	100.0%	69.1%

(7) 青少年団体登録状況

(単位：団体)

種類	青年団体	少年団体	青少年団体	合計	
音楽	バンド	87	1	6	94
	吹奏楽	13	1	1	15
	合唱	12			12
	管弦楽	4			4
	太鼓	14		9	23
	ギター	3			3
	その他	11		4	15
ダンス	51	4	19	74	
演劇	103	2	8	113	
国際交流	1		1	2	
手話	2			2	
話し方	1			1	
キャンプカウンセラー	4			4	
ヨガ	2			2	
福祉	4		2	6	
その他	14	3	3	20	
合計	326	11	53	390	

(8) 青少年育成サポーター登録状況

	人数
登録人数	318

(9) 月別利用状況

① 部屋利用

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
開所日数	日 26	26	26	26	27	26	27	26	24	24	24	27	309	
青少年	件	667	656	623	720	761	710	713	695	600	645	648	758	8,196
	人	5,236	5,432	4,871	6,248	5,475	6,036	5,421	5,764	4,568	5,380	5,233	6,633	66,297
一般	件	84	99	105	95	85	86	95	88	91	91	91	106	1,116
	人	601	734	772	576	475	526	547	528	597	518	565	671	7,110
主催事業等	件	55	58	78	78	101	53	62	63	63	96	76	158	941
	人	817	502	579	660	976	437	520	550	763	871	985	1,631	9,291
合計	件	806	813	806	893	947	849	870	846	754	832	815	1,022	10,253
	人	6,654	6,668	6,222	7,484	6,926	6,999	6,488	6,842	5,928	6,769	6,783	8,935	82,698
利用率	% 64.6%	65.1%	64.6%	71.6%	73.1%	68.0%	67.1%	67.8%	65.5%	72.2%	71.0%	78.9%	69.1%	

② オープンスペース利用

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用者	人 2,115	2,294	2,042	2,900	3,260	2,426	2,800	2,907	2,774	3,064	3,834	4,173	34,589

2 青少年宿泊センター（分館）

(1) 宿泊使用

① 利用率等

開館日数(日)	宿泊日数(日)	宿泊室数(室)	宿泊率(%)	利用率(%)
313	215	1,956	68.7%	41.7%

* 宿泊率=宿泊日数/開館日数 (%)

* 利用率=宿泊室数/開館日数×15室 (%)

② 宿泊団体数

1泊	2泊	3泊	4泊以上	合計	延べ数(件数)
358	81	11	1	451	556

③ 世代別宿泊人数

区 分		宿泊人数		比率(%)
青少年	就学前	732	10,057	84.1%
	小学生	2,470		
	中学生	1,367		
	高校生	1,056		
	～29歳	4,432		
一 般		1,903		15.9%
合 計		11,960		100%

(2) 宿泊団体種別状況

区 分	件数	宿泊人数
保育園等	19	700
少年団体	142	3,766
青年団体	112	1,896
中学・高校等	103	1,950
短大・大学等	93	2,386
一般・事業所	28	566
家族・その他	59	696
合 計	556	11,960

(3) 宿泊団体目的別状況

区 分	件数	宿泊人数
スポーツ	134	3,044
音楽・合唱	65	1,305
演劇・ダンス	51	1,198
学習・研修	163	3,709
保育・子育て	22	667
学童・子ども会等	27	620
親睦・その他	94	1,417
合 計	556	11,960

(4) 研修室使用

区 分		件数	利用人数	比率 (%)	
宿泊使用	青少年団体	2,208	51,040	63.2%	66.3%
	一般団体	144	2,491	3.1%	
	小計	2,352	53,531		
日帰り使用	青少年団体	912	13,376	16.6%	33.7%
	一般団体	1,205	13,886	17.2%	
	小計	2,117	27,262		
合 計	青少年団体	3,120	64,416	79.7%	100%
	一般団体	1,349	16,377	20.3%	
	合計	4,469	80,793		

(5) 研修室別利用内容

区 分	件数	利用人数			利用率 (%)
		青少年団体	一般団体	合計	
教室 1	357	4,908	926	5,834	38.0%
教室 2	371	3,378	891	4,269	39.5%
教室 3	325	2,682	941	3,623	34.6%
教室 4	405	5,964	680	6,644	43.1%
プレイルーム	567	15,407	2,145	17,552	60.4%
活動室 1	623	7,148	3,481	10,629	66.3%
活動室 2	356	5,076	969	6,045	37.9%
音楽室 1	283	1,048	505	1,553	30.1%
音楽室 2	252	1,850	668	2,518	26.8%
体育室	774	13,770	4,664	18,434	82.4%
和室	35	309	229	538	
野外炊飯施設	121	2,876	278	3,154	
合計	4,469	64,416	16,377	80,793	45.9%

*利用率=件数/開所日数×3(午前・午後・夜間) (%) …和室・野外施設利用を除く

(6) 研修室利用時間区分別

区 分	午前		午後		夜間		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
青少年団体	970	22,181	1,144	23,150	1,006	19,085	3,120	64,416
一般団体	473	6,501	505	5,518	371	4,358	1,349	16,377
合計	1,443	28,682	1,649	28,668	1,377	23,443	4,469	80,793

参考資料

○名古屋市青少年交流プラザ条例（抄）

平成18年12月27日

条例第80号

（設置）

第1条 社会性及び主体性に富み、人間性豊かで活力あふれる青少年の育成を図るため、次のように青少年交流プラザを設置する。

名称 名古屋市青少年交流プラザ

位置 名古屋市北区柳原三丁目6番8号

2 名古屋市青少年交流プラザに、次のように分館を置く。

名称 名古屋市青少年宿泊センター

位置 名古屋市緑区大高町字蝮池4番地の6

（事業）

第2条 名古屋市青少年交流プラザ(以下「プラザ」という。)は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青少年の社会参加体験活動その他の体験活動の促進
- (2) 青少年の社会参加活動の促進のための青少年ボランティアの養成及びそのボランティア活動の支援
- (3) 青少年相互の交流及び青少年と他の世代との交流の促進
- (4) 青少年の自立支援に関する事業
- (5) 青少年に関する情報の収集及び提供並びに相談
- (6) 青少年に関する各種の団体、施設等との連携
- (7) 青少年に関する調査研究
- (8) プラザの施設の供用
- (9) その他市長が必要と認める事業

（使用の許可）

第3条 プラザの別表第1に掲げる施設(以下「プラザの施設」という。)を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあるとき。
- (2) 管理上の支障があるとき。

3 市長は、第1項の許可に際して、プラザの管理上必要な条件を付けることができる。

(使用料)

第4条 プラザの施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1に定める額の使用料を納付しなければならない。

- 2 使用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 プラザ(分館を除く。)の駐車場を使用しようとする者は、別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第5条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 許可された使用目的に違反したとき。
- (3) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗をみだしたとき、又はみだすおそれがあるとき。
- (5) 工事その他のプラザの管理上やむを得ない事由が生じたとき。

(特別の設備の設置)

第8条 使用者は、プラザの施設の使用に当たって特別の設備を設け、又は原状の変更をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第9条 特別の設備を設け、若しくは原状の変更をした使用者が使用を終わったとき、又は使用の停止若しくは使用の許可の取消しがなされたときは、直ちに特別の設備を撤去し、かつ、プラザの施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第10条 建物、設備その他器具を損傷し、又は滅失させた者は、市長の指示に従い、これらを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者)

第11条 分館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第12条 市長は、分館の指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。

2 分館の指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、事業計画書その他必要な書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。

(1) 市民の平等利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、プラザの設置目的を最も効果的に達成するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 指定管理者の指定を受けようとする者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。

4 市長は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 指定管理者は、分館の開館時間及び休館日の定めに従い、当該施設を適正に市民の利用に供しなければならない。

2 前項の分館の開館時間及び休館日は、規則で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長との協議により、開館時間以外の時間及び休館日に開館することができる。

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例(平成17年名古屋市条例第26号)の定めるところにより、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条第8号に規定する事業(分館に係るものに限る。)の実施に関する
こと。
- (2) 分館の施設の使用の許可に関すること。
- (3) 分館の施設の使用料の徴収に関すること。
- (4) 分館の維持管理及び修繕(原形を変ずる修繕及び模様替を除く。)に関す
ること。
- (5) その他市長が定める業務

(運営審議会)

第15条 市長の諮問に応じ、第2条の事業の運営について審議するため、市長
の附属機関として、名古屋市青少年交流プラザ運営審議会(以下「運営審議会」
という。)を置く。

- 2 運営審議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 委員は、青少年の団体又は第1条のプラザの設置の目的に資する活動を行う
団体の代表者、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、
市長が委嘱し、又は任命する。
- 4 前3項に定めるもののほか、運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、
規則で定める。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。
(平成19年規則第84号で平成19年7月7日から施行。ただし、附則第2項
の規定の施行期日は、平成19年6月1日から施行)
- 2 この条例の規定に基づく許可の申請その他プラザの施設を使用するために
必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成20年条例第42号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただ
し、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の名古屋市青少年交流プラザ条例(以下「新条例」と
いう。)第12条の規定による指定管理者の指定の手続その他の行為は、施行日

前においても行うことができる。

(名古屋市青年の家条例の廃止)

- 3 名古屋市青年の家条例(昭和45年名古屋市条例第32号)は、廃止する。
(名古屋市青年の家条例の廃止に伴う経過措置)
- 4 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の名古屋市青年の家条例第3条第1項の規定により青年の家の施設の使用の許可を受けている者又は青年の家の施設の使用の許可を申請し、受理されている者は、新条例第3条第1項の規定によるプラザの施設の使用の許可を受けた者又はプラザの施設の使用の許可を申請し、受理された者とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に前項の規定により許可を受けた者及び受理された者とみなされた者の使用料の額については、新条例別表第1の規定を適用する。
- 6 この条例の施行の日の前日において名古屋市青年の家運営審議会の委員である者の任期は、附則第3項の規定による廃止前の名古屋市青年の家条例第13条第4項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則(平成21年条例第66号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1

1 プラザ(分館を除く。)の施設の使用

使用区分		使用料の額				
		3時間	6時間	9時間	1日	
プレイルーム		2,300円 (4,600円)	4,600円 (9,200円)	6,900円 (13,800円)	9,200円 (18,400円)	
活動室A	区画しない場合		1,500円 (3,000円)	3,000円 (6,000円)	4,500円 (9,000円)	6,000円 (12,000円)
	区画する場 合	第1室	750円 (1,500円)	1,500円 (3,000円)	2,250円 (4,500円)	3,000円 (6,000円)
		第2室	750円 (1,500円)	1,500円 (3,000円)	2,250円 (4,500円)	3,000円 (6,000円)
活動室B		900円 (1,800円)	1,800円 (3,600円)	2,700円 (5,400円)	3,600円 (7,200円)	
ミーティングルーム		400円 (800円)	800円 (1,600円)	1,200円 (2,400円)	1,600円 (3,200円)	
音楽スタジオ		2時間 300円(700円)				
備考						
1 使用時間の区分は、次のとおりとする。						
(1) 3時間						
ア 9時30分から12時30分まで						
イ 12時30分から15時30分まで						
ウ 15時30分から18時30分まで						
エ 18時30分から21時30分まで						
(2) 6時間						
ア 9時30分から15時30分まで						
イ 12時30分から18時30分まで						
ウ 15時30分から21時30分まで						
(3) 9時間						
ア 9時30分から18時30分まで						
イ 12時30分から21時30分まで						
(4) 1日 9時30分から21時30分まで						
2 ()内の額は、第1条のプラザの設置の目的のため以外に使用する場合に適用する。						
3 附属設備の使用料の額は、附属設備の種類又は品目ごとに規則で定める額とする。						

2 分館の施設(宿泊室を除く。)の日帰り使用

使用区分		使用料の額					
		午前	午後	午前 午後	夜間	午後 夜間	1日
体育室	スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
	その他の場合	5,800円	5,800円	11,600円	7,800円	13,600円	19,400円
プレイルーム		5,200円 (2,700円)	5,200円 (2,700円)	10,400円 (5,400円)	7,000円 (3,600円)	12,200円 (6,300円)	17,400円 (9,000円)
第1活動室		1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
第2活動室		1,800円	1,800円	3,600円	2,400円	4,200円	6,000円
音楽室	第1音楽室	900円	900円	1,800円	1,300円	2,200円	3,100円
	第2音楽室	1,500円	1,500円	3,000円	1,900円	3,400円	4,900円
和室	第1和室 第2和室 (1室につき)	600円	600円	1,200円	700円	1,300円	1,900円
	第3和室 第4和室 (1室につき)	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	第5和室 第6和室 第7和室 第8和室 (1室につき)	600円	600円	1,200円	700円	1,300円	1,900円
	第9和室 第10和室 第11和室 第12和室 (1室につき)	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	第1教室 第2教室 第3教室 (1室につき)	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
教室	第2教室	600円	600円	1,200円	700円	1,300円	1,900円
	第4教室	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
備考							

- 1 使用時間の区分は、次のとおりとする。
 - (1) 午前 午前9時から午後0時30分まで
 - (2) 午後 午後1時から午後4時30分まで
 - (3) 午前午後 午前9時から午後4時30分まで
 - (4) 夜間 午後5時から午後9時まで
 - (5) 午後夜間 午後1時から午後9時まで
 - (6) 1日 午前9時から午後9時まで
- 2 ()内の額は、附属の音響装置及び映像装置を使用しない場合に適用する。
- 3 附属設備の使用料の額は、附属設備の品目ごとに市長が定める額とする。

3 分館の施設の宿泊使用

使用区分	使用者の区分	単位	使用料の額
宿泊室及びその他の施設(市長が必要と認めるものに限る。)	15歳以上30歳未満の者(中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。)	1人1泊	600円
	30歳以上の者	1人1泊	1,900円
備考			
1 小学校就学の始期に達するまでの者及び中学校若しくは小学校又はこれらに準ずる学校に在学する者は、無料とする。			
2 分館の施設の宿泊使用における宿泊室の使用は、午後4時30分から翌日の午前9時までとする。			

別表第2

使用区分	使用料の額	
	1回	回数券
駐車場(1台につき)	300円	11回分 3,000円 25回分 5,000円
備考 駐車時間が30分以内のときは、無料とする。		

○名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則（抄）

平成19年4月25日

規則第85号

（趣旨）

第1条 この規則は、名古屋市青少年交流プラザ条例(平成18年名古屋市条例第80号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間及び休館日）

第2条 名古屋市青少年交流プラザ(以下「プラザ」という。)の開館時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に、開館時間を変更し、又は休館日に開館し、若しくは休館日以外の日に休館することができる。

2 市長は、条例第13条第3項の規定により、指定管理者に、別表第1に定める開館時間以外の時間及び同表に定める休館日に開館させようとする場合は、その旨を告示するものとする。

（分館の施設の宿泊使用）

第2条の2 名古屋市青少年宿泊センター(以下「分館」という。)の施設を宿泊使用することができる者は、5人以上の団体とする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

2 分館の施設を宿泊使用する者は、午前9時から午後9時までに入退館しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、午後9時以後に入館し、又は午前9時以前に退館することができる。

3 別表第1分館の項休館日の欄の規定にかかわらず、市長は、同欄第1号及び第2号に規定する休館日並びに12月29日の午前9時まで宿泊使用させることができる。

（使用許可申請の手続）

第3条 条例第3条第1項の規定によりプラザの施設の使用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用申込書を市長(分館にあっては、指定管理者)に提出しなければならない。

- (1) 使用目的
- (2) 使用区分
- (3) 使用期日及び時間
- (4) 集会又は入場予定人員

- (5) 特別の設備等の要否
- (6) 使用責任者の住所及び氏名
- (7) その他必要な事項

2 前項の申請は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる申請期間において、又は申請日から行うことができる。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

区分		申請期間又は申請日
プレイルーム(分館を除く。)	1 青少年の団体が自らの活動の成果の発表のために使用する場合	使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとするときは、その最初の日。以下この表において同じ。)の属する月の前8月の初日以後
	2 この項第1号に掲げる場合以外に青少年の団体が使用する場合	使用しようとする日の属する月の前2月の初日以後
	3 その他の場合	使用しようとする日の属する月の前1月の初日以後
分館の施設(宿泊室及びその他の施設(市長が必要と認めるものに限る。)(以下「宿泊室等」という。))に限る。)	1 市又は市の機関が主催し、又は他の団体と共催する行事であって、条例第1条第1項のプラザの設置の目的のために使用する場合	使用しようとする日の属する月の前12月の初日から使用しようとする日の1週間前まで
	2 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校(以下「学校」という。))又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設が使用する場合	
	3 青少年の団体が使用する場合	使用しようとする日の属する月の前3月の初日から使

		用しようとする日の1週間前まで
	4 その他の場合	使用しようとする日の属する月の前2月の初日から使用しようとする日の1週間前まで
その他の施設	1 青少年の団体が使用する場合(分館の施設を使用する場合を除く。)	使用しようとする日の属する月の前2月の初日以後
	2 その他の場合	使用しようとする日の属する月の前1月の初日以後

(使用期間)

第4条 プラザの施設の使用期間(同一人が同一施設を使用する場合に限る。)は、プレイルーム(分館を除く。)については引き続き7日以内、宿泊室等については引き続き4日以内、その他の施設については引き続き3日以内とする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(使用の許可)

第5条 条例第3条第1項の規定によるプラザの施設の使用の許可は、使用許可書を申請者に交付することによって行う。

(附属設備の名称及び使用料の額)

第6条 プラザの附属設備の名称及び使用料の額は、別表第2のとおりとする。

(駐車場の使用)

第7条 駐車場(分館を除く。以下同じ。)を使用する者(駐車時間が30分以内である者を除く。)は、駐車場の使用を終わった際に使用料を納付しなければならない。ただし、回数券による場合にあつては、その交付を受ける際に使用料を納付するものとする。

- 2 駐車場の使用時間は、午前8時45分から午後9時35分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、使用時間を変更することができる。
- 3 回数券の様式は、市長が定める。

(使用料の減免)

第8条 条例第5条の規定により使用料を減免することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市又は市の機関が主催又は共催する行事に使用するとき。 使用料の全額(宿泊使用の場合にあつては、使用料の5割相当額(100円未満の端数は、切り捨てる。))

(2) 第4号に掲げる手帳の交付を受けている者及びこれに同行する付添人(当該手帳の交付を受けている者1人につき2人以内に限り。)が宿泊使用するとき。 使用料の全額

(3) 青少年のうち18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の引率者が宿泊使用するとき。 使用料の8割相当額(100円未満の端数は、切り捨てる。)

(4) 次に掲げる手帳の交付を受けている者が乗車している自動車(普通自動車に限る。)を駐車場に駐車させる場合であつて、当該手帳を係員に提示したとき。 駐車場の使用料の全額

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳

イ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条に規定する戦傷病者手帳

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条に規定する被爆者健康手帳

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳

オ 市長の発行する愛護手帳(これに類するものを含む。)

(5) その他市長が特別の事由があると認めたとき。 その都度市長が定める額

2 前項各号の規定(第4号を除く。)による使用料の減免は、申請に基づいて行うものとする。

(使用料の還付)

第9条 条例第6条ただし書の規定により既納の使用料の全部又は一部を還付する場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 使用者の責めに帰することのできない事由によってプラザの施設を使用することができないとき。

(2) 使用者が許可を受けた使用の日(2日以上連続して使用する場合は、その初日をいう。以下「使用日」という。)の前日までに使用の許可の取消しを申し出て、市長が相当の事由があると認めたとき。

- 2 前項に規定する使用料の還付の額は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 前項第1号に当たるとき。 使用料の全額
 - (2) 前項第2号に当たるとき。 使用料の5割相当額(使用日の前7日までに使用の許可の取消しの申出があったときは、全額)
- 3 使用料の還付を受けようとする者は、使用許可書及び使用料の領収書の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

(特別の設備の設置等の承認)

第10条 条例第8条の規定による承認の申請は、使用の許可の申請の際に併せて行うものとする。

(行為の禁止等)

- 第11条 プラザにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をすること。
 - (2) 他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
 - (3) 承認を受けないで寄付金品の募集、サービス若しくは物品の販売又は飲食物の販売若しくは提供を行うこと。
 - (4) 承認を受けないで広告類を掲出し、又は頒布すること。
 - (5) 建物その他の工作物を汚損し、又はき損するおそれのある行為をすること。
 - (6) その他プラザの管理上支障があると認められる行為をすること。
- 2 使用者は前項に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 使用者が行う行事に参加する者(以下「参加者」という。)の安全確保の措置を講ずること。
 - (2) 参加者に前項各号に掲げる行為をさせないこと。

(立入り)

- 第12条 市長は、プラザの管理のため必要があるときは、使用の許可をした場所に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。
- 2 使用者は、正当な理由がない限り、前項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(退館)

第13条 市長は、この規則に違反し、又は係員若しくは指定管理者若しくはそ

の管理するプラザの管理の業務に従事している者の指示に従わない者に対し、退館を命ずることができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(指定管理者の公募)

第15条 条例第12条第1項に規定する選定について必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定管理者に行わせる管理の業務(以下「管理業務」という。)の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 選定に参加する者に必要な資格
- (5) 管理の基準
- (6) 管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準
- (7) 管理業務に従事する者の配置の基準
- (8) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- (9) その他市長が必要と認める事項

2 条例第12条第1項の規定による公募は、告示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第16条 条例第12条第2項の規定による分館の指定管理者の指定の申請は、名古屋市青少年交流プラザ(分館)指定管理者指定申請書(別記様式)によって行わなければならない。

2 条例第12条第2項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法
- (2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (3) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (4) 管理業務に要する費用の見込額
- (5) その他市長が必要と認める事項

3 分館の指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

- (2) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の選定)

第17条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、名古屋市青少年交流プラザ(分館)指定管理者選定委員会を開催するものとする。

(指定等の告示)

第18条 条例第12条第4項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定の期間

2 条例第12条第4項の規定による指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定を取り消した日

(協定の締結)

第19条 市長は、指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指定をしようとする者と、分館の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 管理業務の具体的内容
- (2) 分館の管理費用として、本市が支払う金額
- (3) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (4) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (5) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- (6) 分館の利用者の苦情解決の措置の概要
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第20条 指定管理者は、毎年度5月31日までに、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第7項に規定する事業報告書を、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 分館の使用状況
- (3) 分館の管理経費等の収支状況
- (4) 前各号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項

(名古屋市青少年交流プラザ(分館)指定管理者選定委員会)

第21条 分館の管理を指定管理者に行わせるに当たって、指定管理者の選定に公平性及び透明性を確保するため、名古屋市青少年交流プラザ(分館)指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第22条 選定委員会は、事業計画書の内容の審査に関することその他市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第23条 選定委員会は、第25条に規定する指定管理者選定委員をもって組織する。ただし、市長が特に必要と認める場合は、本市の職員のうちから任命した者1人を選定委員会の委員として加えることができる。

- 2 選定委員会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は指定管理者選定委員及び委員の互選によって定め、副会長は会長がこれらの委員のうちから指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 会長は、必要の都度、選定委員会の会議を招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に参加させることができる。

(指定管理者選定委員)

第25条 法第174条第1項の規定により、指定管理者の選定について、市長に必要な助言をする指定管理者選定委員(以下「選定委員」という。)若干人を置く。

- 2 選定委員は、青少年の育成、民間経営又は公の施設の管理について識見のある者のうちから市長が選任する。

(委員の任期等)

第26条 条例第15条第1項に規定する名古屋市青少年交流プラザ運営審議会(以下「運営審議会」という。)の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 市長は、特別の事由があると認めるときは、任期中においても、委員を解嘱し、又は解任することができる。

(会長及び副会長)

第27条 運営審議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 会長は、会務を総理し、運営審議会の会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 会議は、会長が招集する。

- 2 運営審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係職員及び指定管理者を会議に参加させることができる。

(選定委員会及び運営審議会の庶務)

第29条 選定委員会及び運営審議会の庶務は、子ども青少年局子ども育成部青少年自立支援室において行う。

(委任)

第30条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年7月7日から施行する。ただし、次項の規定は、平成19年6月1日から施行する。

- 2 許可の申請その他プラザの施設を使用するために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(平成20年規則第112号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、第3条、第4条、第7条第1項、第8条及び第13条の改正規定、別表を別表第2とし附則の次に1表を加える改正規定、別表第2の表の前に次のように加える改正規定並びに別表第2に1表を加える改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第4号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年規則第37号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第74号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1

名称	開館時間	休館日
プラザ(分館を除く。)	午前9時から午後9時30分まで	<ol style="list-style-type: none">1 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たるときは、その直後の祝日法による休日でない日2 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
分館	午前9時から午後9時まで	<ol style="list-style-type: none">1 月曜日(祝日法による休日及び7月21日から8月31日までを除く。)2 祝日法による休日の翌日(日曜日、土曜日及び祝日法による休日並びに7月21日から8月31日までを除く。)3 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

別表第2

1 プラザ(分館を除く。)の附属設備

品目	単位	使用料の額	備考
舞台・照明・音響装置	1式	3時間 1,000円	使用はプレイルームに限る。
音響装置	1式	2時間 500円	使用は音楽スタジオに限る。

2 分館の附属設備

品目	単位	使用料の額					
		午前	午後	午前 午後	夜間	午後 夜間	1日
グランドピアノ	1台	1,200円	1,200円	2,400円	1,200円	2,400円	3,600円
たて型ピアノ	1台	500円	500円	1,000円	500円	1,000円	1,500円
16ミリ 映写機	1台	1,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	3,000円

備考

1 使用時間の区分は、次のとおりとする。

- (1) 午前 午前9時から午後0時30分まで
- (2) 午後 午後1時から午後4時30分まで
- (3) 午前午後 午前9時から午後4時30分まで
- (4) 夜間 午後5時から午後9時まで
- (5) 午後夜間 午後1時から午後9時まで
- (6) 1日 午前9時から午後9時まで

2 ピアノの調律及び16ミリ映写機の操作は、使用者の負担とする。